

## 辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 25 年 2 月 4 日(月)午前8時30分から午前 9 時 41 分

2. 開催場所 辰野町役場2階第6会議室

3. 出席委員(15 人)

会長	1番 武井 典夫
会長職務代理者	2番 三澤 省三
委員	3番 松澤 覚一
	4番 山崎 今朝利
	5番 野澤 宏
	6番 赤沼 君人
	7番 尾坂 壽夫
	8番 根橋 建太郎
	9番 山内 良春
	10番 赤羽 則子
	12番 上島 明德
	13番 下田 節子
	14番 勝野 次郎
	15番 小野 一喜
	16番 赤羽 武直

4. 欠席委員 11番 小澤 高佳

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

報告事項 専決事項について

- (1)1 月許可決定の 5 条 2 件については長野県農業会議から  
1 月 15 日付で許可相当の意見答申があったので、許可指  
令書を交付した
- (2)農地法4条の規定による農地を農業用施設に供することの  
届出
- (3)農地法第 18 条第 6 項の規定による届出

その他

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 中村良治(2月欠席)
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 足助和実
書記	役場産業振興課農政係専門員 千田茜

## 7. 会議の概要

(開会)

< 武井会長 >

皆さん、改めておはようございます。足元の悪い中時間どおりご出席くださいますありがとうございます。皆さんには先般事務局の方で人・農地プランについての開催について各委員さんには出席をいただいてその中身についてご理解をいただいたと思います。その中でこれからのあの問題はどうも、私の担当の宮木地区ではとてもじゃないが、一反百姓でありまして、あの計画はできそうもないというような感じを受けておるんですが、やはり私の担当地区の農業者もほとんどの人がそんな風なご意見でございます。そういう風な中で大きな動きのあるところではその問題を今後検討していかなければいかんという風な状況になろうかと思えます。どうかここにお集まりの皆さんのご協力を得てあの事業が一応辰野町としての中の事業の一つとしてまとまるようにご協力をお願いしたいとこんな風に思っておる次第でございます。それから、その他いろいろのことがございますが代理のほうから早く次の段取りに入りたいということでございます。どうか、これからまた寒暖の差が激しくなりますので、体には十分注意されまして、この委員会が全うできますようご協力をお願いしまして開催にあたりましてご挨拶に代えさせていただきます。

それでは、本日の次第に基づいて会議を進めていきたいと思えます。三番の議事録の署名人の指名でございますが、3番の松澤委員、それから4番の山崎委員、お願いいたします。

それでは四番の議事に入りたいと思えます。議案第1号について事務局の方から説明をお願いします。

< 事務局 >

**【議案第1号、3条の規定による許可について、1～2番朗読】**

< 足助事務局次長 >

1番、所有権の移転でございます。

駒ヶ根市赤穂…番地1、ガーデンパレス小町…号にお住まいのAさん所有の、大字伊那富字鞍掛…番1、地目は畑、120㎡を、大字伊那富…にお住まいのBさんが取得するものです。譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効

率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は 49a で下限面積を超えております。今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、野澤委員と尾坂委員から意見書をいただいています。

<武井会長>

それでは詳細について5番の野澤委員のほうから説明をお願いいたします。

<5番野澤委員>

はい、野澤です。1月8日の日に尾坂委員と譲受人の B さんとで現地を確認いたしました。(地図により場所の説明)ここは国調済みでありまして、川沿いと北側のほうは石垣みたいなのがあります。西側のところに標柱がございまして、西側のほうはちょっと、1メートル以上の土手があります。下(東)については B さん宅の地続きでございまして、特に問題はないと思います。それでこの土地は購入して野菜畑にするということで、ですので特に問題ないと判断いたしました。よろしくご審議をお願いします。

<武井会長>

はい、ただいま野澤委員より詳細について説明があったわけでございます。この件につきましてご意見ご異議ございますか。今度の譲受の方が自宅のすぐ裏だということで、今、野澤委員より話がありましたように野菜等を作る農地にしたいということでございますが。「異議なし」の声いいですか、はい、それではこの件につきましては許可することにいたします。それでは2番をお願いいたします。

<足助事務局次長>

それでは2番をお願いしたいと思っております、所有権の移転でございます。

埼玉県所沢市金山町…にお住まいの A さん所有の、大字赤羽…、地目は登記現況とも田、面積 1493 m<sup>2</sup>を、大字赤羽…にお住まいの B さんが取得するものです。譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は24ha で下限面積を超えております。今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、下田委員と山内委員から意見書をいただいています。

<武井会長>

はい、それでは下田委員の方からお願いいたします。

<13番下田委員>

下田です。先日山内さんと現地を確認いたしました。(場所の説明)持ち主の A さんは現在埼玉に住んでおり辰野に帰る予定はないそうです。今回の土地は B さんが現在も耕作しており、境もきちんとしておりますので、なんら問題はないと思いますのでよろしくご審議の程お願いします。

<武井会長>

はい、ありがとうございます。これはちょっと面積が広いわけですが、大きな道があるわけですね。

<13番下田委員>

はい、周りも全部 B さんが耕作していますし、道もきちんとあります沢底川に沿って。車も入れますので。その隣の境にちょっと、少しあるんだけどそこも、よその土地ですけれど B さんが耕作しております。

<武井会長>

ただ今ご説明ありましたようにこの一反歩以上の広さの田を B さんが借りてもその地域の農地には支障がないということですが、ご意見ご異議等ございますか。(「異議なし」の声)よろしいですか、それではこの件につきまして許可することにいたします。次にいきたいと思います。それでは4条につきまして事務局のほうから説明をお願いいたします。

<事務局千田>

4条につきましては、A 委員が申請人となっている事案ですので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

(A 委員別室へ)

### 【議案第1号、4条の規定による許可申請について、1番朗読】

<足助事務局次長>

1番、物置・農業用倉庫への転用でございます。

大字伊那富…のAさん所有の、大字伊那富字北原…、地目は畑、135㎡と、大字伊那富字ハバ上…を、物置と農業用倉庫用地とする申請でございます。申請人は農家であり、物置と農業用の倉庫が必要となり自宅に隣接する自己の所有地に建設したいというものです。申請地は集落内の申請人の自宅横であり、住宅の連たんしている区域内の農地ですので、農地法第4条第2項第1号ロ(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、武井会長と赤羽委員から意見書をいただいています。

<武井会長>

はい、それでは武井のほうから詳細について説明いたします。1月16日に赤羽委員と私でこの土地につきまして確認をいたしました。(場所の説明)それで、A委員はそこに書かれておりますように物置とそれから農業用倉庫をつくりたいというようなことで、この地籍は地籍調査ができておりまして、そこに何か建てても日陰になるとかそういうようなことはございません。それから南側のほうにつきましては道路でございますのでこれもそういうようなことはないということで確認してきております。以上でございます。この件につきまして、なにかご質問ございますでしょうか。(「ありません」の声)いいですか、はい、ではこの件につきまして許可することにいたします。

(A委員入室・着席)

### 【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～2番朗読】

<足助事務局次長>

それでは5条であります。

1番、所有権の移転でございます。

千葉県流山市加三丁目…番地の1のAさんが所有いたします大字伊那富…、地目は登記現況とも畑、面積381㎡のうち35.59㎡を、大字伊那富…にお住まいのBさんが取得し、通路とするための申請でございます。譲受人は自宅までの道路が狭いため自動車での通行に支障があるため、道路隣接の申請地を譲り受け道路を拡幅し、交通の利便性の向上を図りたいというものです。申請地は上下水道埋設の道路沿道

で500メートル以内に2つ以上の公共公益的施設、辰野町第一診療所及び辰野町高齢者いきいサロンがありますので、農地法第5条第2項第1号ロ(1)の第3種農地ですので原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては尾坂委員、野沢委員から意見をいただいております。

<武井会長>

はい、それでは尾坂委員より説明をお願いいたします。

<7番尾坂委員>

はい、では私のほうから説明申し上げます。1月16日に野澤委員と現地を立会いしました。この日は土地家屋調査士も一緒に立ち会ったのですが、あいにくすごい雪が降った後で道路は雪の中でしたが、1月の後半に私もう一度行って確認してきましたけれど、きちんと測量してございました。(場所の説明)この町道が狭いということで先ほどお話のありましたとおり、約1メートル拡幅したいと、その奥にありますBさんが買まして、公衆用道路にしたいということであります。そういうことで、確かに町道として町が、本来であれば拡幅していただければ結構でございますが、その重要度とっていいかそこまで手が回らないというような状況ですので、個人的に購入し通路にするということでございますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

<武井会長>

はい、ありがとうございました。そうしますとこれはあれですか、Bさんが購入して町道に寄付するということですか。

<7番尾坂委員>

それがですね、その寄付するということになるとですね、ちょっと聞いたのですけれど、道路として側溝やいろいろつけろというんですね。町のほうでは、そのためには側溝までつけないと寄付できないから、あくまで自分の土地にして公衆用道路という、通路という形にしておけば使えと、そういった理由なんですよ。寄付するときにはきちんとしなさいという条件があると、私もしっかりと確認していないのですけれどそう言っていましたけれどね。

<武井会長>

そうしますと、この道路は私有地を通るということですね。ですから固定資産税は免除ですかね、その辺は事務局、どうですか。

<足助事務局次長>

それは公衆用道路とすれば。

<7番尾坂委員>

そういうこと結構あるみたいですよ。個人の名前だけどころ重要道路というのは。

<武井会長>

私、責任者としてその辺ちょっと調べてないものですからわかりませんが、ちょっと私のほうでも調べてこの次のときに回答したいと思います。じゃあ一応これはBさんがそういう風な面積を買ってそして自分のとこの道路として使うということによろしいですかね。それで後のことは皆さんの学識になりますので、この次のときの総会に説明をさせていただきます。この件につきましてよろしいですか。(「はい」の声)それではこの件につきまして許可することにいたします。続きまして2番のほうお願いいたします。

<足助事務局次長>

それでは2番お願いしたいと思います。使用貸借権の設定でございます。

大字平出…にお住まいのAさん所有の、大字平出…、地目は田、281㎡を、大字平出…にお住まいのBさんが、使用貸借し住宅を新築するための申請でございます。譲受人は現在家族とアパート暮らしをしていますが、手狭となったため父所有の申請地を使用貸借し住宅を新築する計画です。申請地は第1種住居地域の用途地域であり農地法第5条第2項第1号ロ(1)の第3種農地ですので原則許可で問題ないと判断いたしました。この件につきましては三澤代理、赤羽委員から意見をいただいております。

<武井会長>

それでは担当の赤羽委員の方から説明をお願いいたします。

<10番赤羽委員>

赤羽です。1月10日にこの案件を担当しております平泉行政書士さんと三澤代理と私と三人で土地の確認をいたしました。(図面により場所の説明)Aさんは立会いされませんでしたけれども、平泉さんの説明によりますと、隣接の南側にあります土地ですけれどもこの土地の所有者、Cさんとの間の境界がはっきりしないために、前日に測量いたしまして、新たにきちっとした境界杭を立ててありました。北側はきちっとした境がコンクリートの壁が築かれております。そんな風で境がしっかりしておりましたのでこの申請については確認ができましたのでなんら問題ないと判断いたしました。よろしくお願いたします。

<武井会長>

ただ今赤羽委員から説明があったわけですが、確認に行ったときは境がなかったのですね。

<10番赤羽委員>

あの、きちんとしてました。前日に境杭をそのお隣の隣接地の所有者と確認をしてありました。

<武井会長>

そうですか、そのようでございます。それでここはもう地籍調査をやったところですね。この件につきましてなにかご異議ご質問ございますか。(「なし」の声)なければこの件につきまして許可することにしてよろしいでしょうか。はい、この件につきまして許可することにいたします。3条、4条、5条、以上でございます。それでは議案第二号の方をお願いいたします。

### **【農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】**

<足助事務局次長>

それでは農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定であります、利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計17件、28筆、面積は20,793㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、ご報告いたします。

<武井会長>



はい、その資料を見ていただきたいと思います。そこに土地の所有者それから借受人の氏名が載っております。このような状況でございます。よろしいでしょうか。それではご理解をいただいたということで、終わりたいと思います。それでは続きましてその他事務局の説明はありますか。いいですね、それでは報告事項につきまして事務局の方からお願いいたします。

## 報告事項

### <足助事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず最初に、先月皆さんに審議していただきました5条3件のうち、3番の、中央…の案件についてでありますけれども、この県につきまして利用権の設定がありまして、地区審議会、先月の、に上申いたしませんでした。それで、この件につきましてその後、合意解約、利用権の設定の合意解約が成立しましたので、今月の地区審議会に諮問しますのでご承知のほうお願いしたいと思います。それから、他の2件につきましては、長野県農業会議から1月15日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書をそれぞれ交付いたしております。

次に、農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出について、1件、内容につきましては議案書のとおりでございます。また、農地法第18条第6項の規定による通知書につきましても、合意解約であります。2件、議案書の通りでございます。いずれにつきましても、添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理したところであります。報告事項は以上でございます。

### <武井会長>

ただ今事務局の方から報告事項について説明がありましたけれども、この件についてよろしいですか。では次進みたいと思います。5のその他についてお願いいたします。

## その他

○非農地通知交付申請書の提出について

○今後の日程について

2/4 遊休荒廃地解消シンポジウム(長野市) 全員出席、帰町後新年会

2/19 県女性農業委員の会研修会(松本市)

2/27 第10回明日にはばたけ!ファーマーズの集い(伊那市)

受賞祝賀会(小野、タイガー)

○次回委員会開催日(最終農業委員会)

3月6日(水)

委員会総会 午後3時00分から 第6会議室

慰労会 午後5時30分から (いさみ)

(閉会)

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印